

環境基本法第十六条第二項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定等

平成二十四年 月 日
佐倉市告示第 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

指定地域

地域類型	指定地域
A	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）に定める第一種区域とする。
B	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）に定める第二種区域（第一特別地域及び工業専用地域を除く。）とする。
C	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）に定める第三種区域（工業専用地域を除く。）、第四種区域（工業専用地域を除く。）及び第一特別地域とする。